

真鶴町立コミュニティ真鶴 施設の概要

真鶴町財務課

1. 名 称	真鶴町立コミュニティ真鶴（まなづるちょうりつ こみゆにていまなづる）
2. 所 在 地	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 504 番地の1
3. 所 有 者	真鶴町
4. 所 管 課	財務課
5. 事 業 経 緯	<p>真鶴町では、昔から引き継がれてきた懐かしい港町の生活風景を保全していくため、1994 年（平成6年）に真鶴町まちづくり条例を施行した。この条例の中で、真鶴町らしい美しさを『美の基準』として規定し、美のまちづくりを進めてきた。</p> <p>真鶴町立コミュニティ真鶴は、同年に『美の基準』のシンボルとして、旧役場庁舎の跡地に建築された施設である。名称は、104 件の応募の中から町が選考し、「真鶴町立コミュニティ真鶴」とすることが決まった。</p> <p>地域コミュニティの拠点となる社会教育施設として、各サークル等、団体の活動の場として活用されてきたが、2014 年度（平成 26 年度）には普通財産に変更し、現在は社会教育以外にも広く利用されている。</p> <p>1993 年度（平成5年度） 施工 1994 年度（平成6年度） 社会教育施設（行政財産）として開館 2014 年度（平成 26 年度） 普通財産化 2015 年度（平成 27 年度） 民間団体に貸し付け、管理運営を委任 2024 年度（令和6年度） 町民活動支援施設として行政財産化 指定管理者制度導入</p>
6. 建 築 内 容	敷地面積 438.21㎡ 木造2階建・地下1階（一部、鉄筋コンクリート造） 延床面積 479.76㎡
7. 主 要 施 設	○施設 ロビー 第1会議室 第2会議室 和室 事務室 倉庫 ○その他 駐車場 5台
8. 条 例	真鶴町立コミュニティ真鶴条例
9. 施 設 の 使 用	コミュニティ施設として、民間団体が管理運営
10. 現 在 の 管 理	運営主体 民間団体（コミュニティ真鶴運営協議会） 真鶴町真鶴 504 番地の1 TEL 0465-68-0789 役場担当部署 財務課 真鶴町岩 244 番地の1 TEL 0465-68-1131
11. 開館時間等 （現在）	（ロビー・コミュニティ入） 時間 10:00AM～3:30PM 営業日 月・水・金・土曜日 （貸館業務） 時間 9:00AM～9:00PM 開館日 原則、全日（年末年始を除く。）
12. 建設事業費	総事業費 189,520,000円
13. 設計監理者	有限会社アトリエ・P 一級建築士事務所
14. 施 工 者	多田建設株式会社 横浜支社
15. 工 期	1993年（平成5年）3月22日～1994年（平成6年）3月31日

真鶴町立コミュニティ真鶴 写真

①施設外観



②施設入口



③掲示板 (外側)



④掲示板 (内側)



⑤ロビー

※プライバシー保護のため一部加工しています。



⑥第1会議室 (ロビー2階)



⑦第2会議室



⑧和室



⑨中庭



⑩地下駐車場入り口



⑪地下駐車場（正面4台）

※プライバシー保護のため一部加工しています。



⑫地下駐車場（後方1台）

